

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社クレハ		コード	4023
提出日	2021/6/2	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。（番号1,2）			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	戸坂 修	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	樋口一成	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
3	桐山 勝	社外監査役	○											△				訂正・変更	有
4	押味由佳子	社外監査役	○											△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当する事項はありません。	製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門の担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般、特に、研究開発、生産技術に関する助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に対し、継続して客観的立場で関与いただく予定です。 東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4.補足説明参照）をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ます。
2	樋口一成氏は、2010年4月まで株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の業務執行に携わっていました。現在の同行と当社および当社グループ会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社グループ会社は複数の金融機関と取引を行っており、2021年3月期末における同行からの借入れは当社連結総資産の3%未満であり、同氏が同行を退行してから11年以上経過しています。 同氏は、2010年4月から2011年4月までみずほ総合研究所株式会社（現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）に勤務していました。同社と当社および当社グループ会社との間には、リサーチサービス等への支払いがありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の売上高の1%未満です。 同氏は、2011年5月から2016年6月までユーシーカード株式会社に勤務していました。同社と当社および当社グループ会社との間には、クレジットカード利用等に関する支払いがありますが、年間の支払実績は数万円程度です。同氏は、2011年5月から2016年3月まで株式会社キューピタス（現株式会社クレディセゾン）に勤務していました。同社と当社および当社グループ会社との間には、クレジットカード利用等に関する支払いがありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の売上高の1%未満です。また同氏は、2016年6月から2020年6月まで太陽日酸株式会社（現日本酸素ホールディングス株式会社）の常勤監査役を務めておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、原料購入等の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社からの購入実績は、同社の連結売上高の1%未満で、また、当社の同社に対する売上げは年間で数万円程度です。	金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。当社の経営全般、特に、事業の最適化に関する助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に対し、継続して客観的立場で関与いただく予定です。 東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4.補足説明参照）をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ます。
3	桐山勝氏は、1980年4月から2019年6月まで明治安田生命相互保険会社の業務執行に携わっていました。また、1997年4月から2001年3月まで安田投資顧問株式会社（現明治安田アセットマネジメント株式会社）に勤務し、業務執行に携わっていました。明治安田生命相互保険会社および明治安田アセットマネジメント株式会社と当社および当社グループ会社との間には、企業年金資産の運用委託等の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社らへの運用委託料・保険料等の実績は、同社らの保険料等収入の1%未満です。	金融機関において、リスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する適切な知見を有し、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監督等の役割を適切に果たしています。今後も監査役としての役割・責務を果たすことが期待できるため、社外監査役としています。 東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4.補足説明参照）をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ます。

4	<p>押味由佳子氏は、2002年10月から2014年8月まで長島・大野・常松法律事務所に勤務していました。同事務所と当社および当社グループ会社との間には、業務上の取引がありますが、過去3年の各暦年において、当社および当社グループ会社の同事務所への支払実績は、同事務所の報酬総額の1%未満です。</p>	<p>弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有し、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしています。今後も監査役としての役割・責務を果たすことが期待できるため、社外監査役としています。</p> <p>東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4.補足説明参照）をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ます。</p>
---	--	---

4. 補足説明

「社外役員の独立性判断基準」

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者(*1)である者。
2. 当社グループを主要な取引先(*2)とする者もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先(*3)またはその業務執行者。
4. 当社の主要な株主(*4)である者またはその業務執行者。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(*5)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。
6. 過去10年間に於いて上記の1に該当していた者。
7. 過去3年間に於いて上記の2から5のいずれかに該当していた者。
8. 近親者(*6)が上記の1から7までのいずれかに該当する者。
9. 前各項の他、当社グループと利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

(*1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。

(*2) 「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、先方の売上高に占める当社グループの構成比が2%を超える者、当社連結売上収益に占める構成比が2%を超える取引先をいう。

(*3) 「主要な借入先」とは、連結借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(*4) 「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

(*5) 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度において1,000万円を超えることをいう（団体の場合は、連結売上高の2%を超えることをいう）。

(*6) 「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。